令和元年度

第２回　国民健康保険運営協議会　会議録

日時　：　令和２年２月１４日（金）　午後２時

場所　：　交野市役所　別館３階　中会議室

令和元年度　第２回交野市国民健康保険運営協議会　会議録

１．開会　　令和２年２月１４日（金）午後２時００分

２．閉会　　平成２年２月１４日（金）午後３時１５分

３．出席委員　　山口　幸三会長
古賀　よし枝委員
青山　雅宏委員
山下　善子委員
宮本　芳昭委員
奥西　平委員
梅本　雅明委員
波戸　良光委員
小菓　裕成委員
奥田　忠嗣委員
羽尻　昌功委員
長井　輝臣委員

４．事務局　　倉澤　裕基副市長・小川　暢子市民部長・西井　大介次長・堤下　栄基課長・
久保田　佳代課長代理・早野　多恵子係長

５．議事案件　　・諮問事項
令和２年度国民健康保険医療分の保険料・率について
令和２年度国民健康保険支援金分の保険料・率について
令和２年度国民健康保険介護分の保険料・率について
令和２年度国民健康保険料賦課限度額について
・令和２年度国民健康保険特別会計予算案
・その他
国民健康保険料軽減判定所得の基準の見直し

６．議事内容

山口会長：　本日は令和元年度第２回交野市国民健康保険運営協議会を招集いたしましたところ公私なにかと、ご多忙中にもかかわりませず、また、足元の悪い中ご参集賜りまして、誠に有難うございます。

　初めに、本日は傍聴を希望されている方が１名おられますので、許可してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議がありませんので、傍聴を許可いたします。傍聴者、お入りください。
（傍聴者入場、着席）

これより、令和元年度第２回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
まず、はじめに理事者側を代表し、倉澤副市長から挨拶を受けたいと思います。
よろしくお願いいたします。

倉澤副市長：　みなさんこんにちは。わたくし１月１日付けで副市長に就任しました倉澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
本日は当運営協議会に何かとお忙し中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。
また、日頃から本市の行政また国保運営につきまして、ただいなるご尽力いただき、ここで熱く御礼申し上げたいと思います。さて、平成３０年４月から国保運営が大阪府とともに早くも２年がたったわけですけれども。また、大阪府から令和２年度の国保料率につきまして一定お示しがありましたところではございますが、被保険者の負担増額があってはならないというところで、激変緩和策ということで本市独自の保険料率を定めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
さて、本日の議題ではございますけど大きく２点でございます。まずは令和２年度国民健康保険料率に関する諮問事項について、同じく付加限度額に関する事項についてという大きな２点について協議をお願いしたいと思います。続きまして、令和２年度国民健康保険特別会計予算案につきましてご報告、そしてその他というところで案件を用意させていただいております。限られた時間ではございますけど、慎重審議をよろしくお願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

山口会長：　ありがとうございました。
それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

久保田課長代理：　本日の出席状況を報告いたします。
西川委員につきましては、欠席との連絡がございました。
現在、委員定数１３名中１２名の出席でございます。
こちらは、本運営協議会規則第７条により本運営協議会は成立しております。
以上で報告を終わります。

山口会長：　ありがとうございました。
続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第１３条により、議長が指名することになっておりますので、指名をさせて頂きます。
被保険者を代表する奥西委員、保険医・保険薬剤師を代表する奥田委員を指名いたした

いと思います、よろしくお願いいたします。

ただいま、市長より本運営協議会に対し諮問書が提出されます。倉澤副市長よりお願いします。

倉澤副市長：　「諮問書」令和２年度 交野市国民健康保険料・率等について、次のとおり諮問いたします。

１．交野市国民健康保険医療分の保険料・率の改正について、（１）所得割については、１００分の８．２３から１００分の８．５０とする。（２）均等割については、被保険者一人当たり２８，２４１円から２９，６１１円とする。（３）平等割については、被保険者一世帯当たり２４，９９６円から２７，４９１円とする。

２．交野市国民健康保険支援金分の保険料・率の改正について、（１）所得割については、１００分の２．７１から１００分の２．７６とする。（２）均等割については、被保険者一人当たり９，３２４円から９，５４１円とする。（３）平等割については、被保険者一世帯当たり８，２５２円から８，８５８円とする。

３．交野市国民健康保険介護分の保険料・率の改正について、（１）所得割については、１００分の２．８１から１００分の２．８４とする。（２）均等割については、被保険者一人当たり１７，７０９円から１８，５８１円とする。

４．交野市国民健康保険料賦課限度額について、交野市国民健康保険医療分の賦課限度額は、大阪府統一基準どおりとするため、５８万円から６１万円とする。

以上、諮問書でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山口会長：　ありがとうございました。ただいまの諮問書の写しは各委員の手元にあると思いますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、本日の会議に伴う資料が提出されておりますので、諮問事項１から４の説明をお願いします。

堤下課長：　それでは、諮問事項についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

諮問事項１から３につきましては、令和２年度の保険料率の諮問でございます。諮問事項４につきましては、保険料の賦課限度額に関する事項の諮問でございます。

平成３０年度からの国民健康保険の広域化に伴いまして、各市町村は、大阪府に事業納付金として被保険者の方々に納めていただきました、保険料を大阪府に納付することとなりますが、既に大阪府より納付金の額が示されておりますので、大阪府への納付金額をもとに算出いたしました保険料率を２月のこの運営協議会に諮問させていただくものです。

本日お配り致しておりますピンクの「国保かたの」をご参照ください。

真ん中あたりの８つの区分が書いているところで、国民健康保険の保険料につきましては、加入者の医療費を賄う医療分と後期高齢者医療を支援するための支援金分、それから４０歳以上６５歳未満の加入者が介護保険サービスの一部を負担するための介護分の３区分から成り立っております。

さらに、医療分及び支援金分につきましては、所得にかかる所得割、加入者１人あたりにかかる均等割、１世帯あたりにかかる平等割に区分されております。介護分につきましては、平成３０年度からの広域化により、所得割及び均等割の２区分に変更され、全部で８つの料率から成り立っておるところでございます。

資料１ページ、諮問事項の参考資料をお開きください。
一番上の「令和２年度大阪府への納付金額」をご覧ください。
医療分、支援金分、介護分とそれぞれ「府の示す納付額」を大阪府に納付することとなりますが、広域化を行うことにより保険料が上がる市町村につきましては、激変緩和措置として補助がございます。本市におきましては、この激変緩和措置の対象となり、実際に本市が国民健康保険の被保険者に納付していただく保険料は、それぞれ「実際の納付額」ということになります。

それでは、まず、諮問事項１、医療分の料率からご説明させていただきます。
諮問事項１の医療費分でございますが、先ほどの「実際の納付額」にございます１２億７千８９万７千９５４円が保険料として徴収すべき額となりますが、これは、収納率が１００％での額でございますので、この額を大阪府が示します交野市の標準収納率の９４．２４％で割戻した額の１３億４千８５７万５千９２７円が必要な保険料となり、「料率算定基礎額」となります。
この料率算定基礎額①に、賦課割合②、所得割５０．５％、均等割３１．５％、平等割１８％をかけたものが３つの区分のそれぞれの賦課額③、加入者みなさまでご負担していただく額となります。

賦課割合②につきましては、広域化後におきましては、変更されることとなります。
資料３ページ「賦課割合と保険料率の比較」をお開きください。
資料上段、令和元年度交野市の賦課割合をご覧ください。現在、所得割５１％、均等割３２％、平等割１７％としておりますが、一番下の府が示します令和２年度広域化後の医療分の賦課割合は、所得割４８．９％、均等割３１％、平等割２０．１％となります。
支援金分賦課割合は、所得割４９．１％、均等割３０．８％、平等割２０％となります。
介護分につきましては、元年度本市は所得割５０％、均等割５０％、2年度府が示す賦課割合は、所得割４５．８％、均等割５４．２％となっております。
この大阪府が示します賦課割合の場合、低所得者の方の保険料負担が大きくなることから、緩和するため、所得割と均等割を０．５ポイントずつ下げ、平等割を１ポイント上げるものでございます。中ほど部分が、令和２年度交野市の賦課割合でございます。
毎年この率を変更し、徐々に大阪府の賦課割合に合わせていくこととしております。

先ほどの諮問事項の１ページに戻っていただきまして、医療分の料率算定基礎額①に、賦課割合②をかけたものが３つの区分のそれぞれの賦課額③となりまして、加入者みなさまでご負担していただく額となります。

所得割でございますが、賦課額③の６億８千１０３万８４３円を加入者の総所得であります賦課標準額④の８０億１千１８５万３千６５８円で割ったものが所得割の料率、８．５０％となります。

次に均等割ですが、加入者お一人お一人にかかりますので、賦課額の４億２千４８０万１千４１７円を被保険者の見込み人数１万４千３４６人で割りまして２万９千６１１円となり、これが年間の均等割一人当たりの保険料となります。
次に平等割ですが、こちらは世帯ごとにかかりますので、賦課額２億４千２７４万３千６６７円、これを見込み世帯数８千８３０世帯で割りますと年間の一世帯当りの保険料２万７千４９１円となります。

なお、加入者の総所得、被保険者の見込み人数及び見込世帯数につきましては、大阪府により算出されておりますので、そちらの数を用いて保険料を算出しております。

下段の表が前年度との比較になります。令和元年度に比べまして、所得割で０．２７ポイント増、均等割で１，３７０円の増、平等割で２，４９５円の増となっております。
以上が医療分でございます。

続きまして、２ページ上段をご覧ください。諮問事項２、支援金分の保険料率でございます。
こちらは７５歳以上の後期高齢者の医療費の一部を７４歳以下の被保険者が負担し、後期高齢者医療を支援するものでございます。
こちらの料率算定基礎①でございますが、先ほどの「実際の納付額」にございます４億９５１万７５６円が保険料として徴収すべき額となりますが、この額を大阪府が示します交野市の標準収納率の９４．２４％で割戻した額の４億３千４５４万２７６円が必要な保険料となり、「料率算定基礎額」となります。
この料率算定基礎額①に、先ほどの医療費分と同様、賦課割合②をかけたものが３つの区分それぞれの賦課額③となりまして、加入者みなさまでご負担していただく額となります。

まず、所得割でございますが、賦課額③を、加入者の総所得であります賦課標準額④で割りまして、所得割の料率、２．７６％となります。
次に均等割ですが、加入者お一人お一人にかかりますので、賦課額③を被保険者の見込み人数で割りまして９千５４１円となります。
次に平等割ですが、こちらは世帯ごとにかかりますので、賦課額③、これを見込み世帯数で割りますと８千８５８円となります。

下段の表が前年度との比較になります。令和元年度に比べまして、所得割で０．０５ポイントの増、均等割で２１７円の増、平等割で６０６円の増となっております。
以上が支援金分でございます。

続きまして、諮問事項３、介護分の保険料率でございます。

６５歳以上の方が受けられる介護サービスの費用の一部を、４０歳から６４歳までの被保険者が負担するものでございます。

こちらの料率算定基礎①でございますが、先ほどの「実際の納付額」にございます１億４千９６６万５千１５７円こちらが保険料として徴収すべき額となりますが、この額を大阪府が示します交野市の標準収納率の９４．２４％で割戻した額の１億５千８８１万２千７７３円が必要な保険料となり、「料率算定基礎額」となります。

この料率算定基礎額①に、賦課割合②をかけたものが 2 つの区分のそれぞれの賦課額③となります。

なお、介護分につきましては、国保の都道府県化により、大阪府下統一で、平成３０年度から平等割が廃止されております。

まず、所得割でございますが、賦課額③を、加入者の総所得見込額であります賦課標準額④で割ったものが所得割の料率、２．８４％となります。

次に均等割ですが、加入者お一人お一人にかかりますので、賦課額③を被保険者の見込み人数で割りまして１万８千５８１円となり、こちらが年間の均等割一人当たりの保険料となります。

下段の表が前年度との比較になります。令和元年度に比べまして、所得割で０．０３ポイントの増、均等割で８７２円の増となっております。

以上が介護分でございます。

２ページ後の４ページの表「所得に対する保険料比較」をご覧ください。こちらにつきましては、各所得、世帯構成のモデルごとの令和元年度と今回諮問させていただいている令和２年度の保険料率による保険料の比較、大阪府下統一による保険料をお示ししたものとなります。

令和２年度の保険料増額の理由としましては、総診療費に占める７０歳以上の割合が増加していることによる自然増により、総診療費が上がっていること、また、国の推計による一人当たりの医療費が増加していることによる医療分の増加、高齢化の進展による後期高齢者支援金の増加や、介護分につきましては、全国的に介護給付費が増加傾向にあり、大阪府の試算では、１人あたりで約２千７００円増加しているという試算があり、介護分の保険料の増加となっております。

今回諮問させていただいております保険料率につきまして、多くの方が令和元年度に比べ、令和２年度の保険料が上がる見込みでございます。

以上が諮問事項１から３の説明でございます。

次に、諮問事項４「国民健康保険料賦課限度額について」ご説明させていただきます。

資料の５ページをお開きください。

今回の諮問事項でございますが、医療分の保険料賦課限度額について改定をするものでございます。支援金分及び介護分につきましては、賦課限度額の改定はございません。

賦課限度額につきましては、国の税制大綱が閣議決定される中で、国の基準を引き上げることが示され、国民健康保険法施行令が改正されました。

医療費分の国基準は、昨年６１万円を限度額とされ、本年１月に限度額を６３万円とするとされました。しかし、大阪府におきまして、翌年度の国民健康保険の運営に必要な額を算出するときに用いる限度額は、国基準が改定される前の額で算出されておりますので、令和２年度では６１万円を用いて算出されております。

ですので、府が用いる限度額は、国基準より１年遅れということになります。

本市の医療分の賦課限度額ですが、令和２年度の大阪府が用いる賦課限度額が６１万円に引き上げられましたことから、本市におきましても、医療分の賦課限度額を５８万円から６１万円に引き上げるものでございます。

今回の限度額引き上げによりまして、介護分も含めた保険料の上限額の合計が９６万となります。

本市では、医療分の保険料が限度額に達する世帯は、令和元年度保険料賦課時の６月現在で算出しますと１８８世帯で、変更前の２０２世帯から限度額到達世帯が１４世帯減少いたします。

限度額に達する総所得金額等は、世帯構成により異なりますが、２人世帯でお一人が収入ない場合、総所得金額約８５５万円、所得で約６５０万円以上の世帯が、限度額に達することとなります。

こちらは、２人に所得があると個々変わってくるところはありますが、１人に所得がない場合は先ほどの額となります。

以上、諮問事項の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

山口会長：　ありがとうございました。

事務局より諮問事項の説明が終わりましたので質疑に移りたいと思います。

まず、諮問事項１から３の令和２年度の保険料・率について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終了させていただきます。

まず、諮問事項１、医療分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項１は、諮問どおり決定いたしました。

次に諮問事項２、支援金分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項２は、諮問どおり決定いたしました。

次に諮問事項３、介護分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項３は、諮問どおり決定いたしました。

次に諮問事項４、保険料賦課限度額について、諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め諮問事項４は、諮問どおり決定いたしました。

なお、答申書の文書整理につきましては、会長に一任ということで、ご異議ございませんか。
ありがとうございました。
それでは、そのようにさせていただき、早速、市長に答申書を提出いたします。
以上をもちまして本日上程されました諮問事項は終了いたしました。

続きまして、令和２年度国民健康保険特別会計予算案について説明していただき、その後、その他案件について説明をお願いすることといたします。
まず事務局より、予算案につきましての説明を求めます。

堤下課長：　それでは、令和２年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。
着座にてご説明させていただきます。
資料６ページ及び７ページをご覧ください。６ページが歳入予算、７ページが歳出予算となっております。
令和２年度予算におきましては、令和元年度予算をおおむね踏襲する内容となっております。
現状、国民健康保険におきましては、年々加入者の減少が続いており、保険料収入の減少、また、加入者の減少に伴う保険給付費総額の減少がございます。

６ページをご覧ください。
歳入でございます。保険料でございますが、被保険者数の減少により、一般医療分で１千３８１万７千円減の１１億７５万８千円を見込んでおります。
保険料といたしましては、前年度より３千４３５万２千円減の１５億７千７５９万４千円を計上しております。

次に、国庫支出金でございますが、令和３年３月から医療機関や薬局において、マイナンバーカード又は保険証を提示することにより、被保険者資格の有無を確認する仕組みとしてオンライン資格確認を導入することとされております。そのためのシステム改修費用として７３４万６千円を計上しております。

次に、府支出金特別交付金でございますが、市町村の健康事業への取組や保険料の徴収などの状況により交付される保険者努力支援分や、府の特別調整交付金を計上いたしております。
その下の普通交付金は、保険給付にかかった費用につきまして、大阪府から交付されるものでございまして、被保険者数の減少に伴い、保険給付の総額が減少しており、交付金が減少いたしております。
府支出金合計としまして、令和元年度より２億２千８１４万６千円減の５５億４千１８６万３千円を計上いたしております。

次に、繰入金でございますが、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金以外は、一般会計からの繰入となります。
上から２つの基盤安定分につきましては、保険料の軽減対象者の人数によりまして、国や大阪府の負担分がございまして、それぞれ負担割合を記載しております。

財政安定化支援事業分につきましては、地方財政措置として一般会計から繰入を行っておりますが、広域化に伴いまして、必要な額が大阪府より示されており、１億７９０万４千円を計上いたしております。
次の財政調整基金繰入金でございますが、交野市独自の保険料減免、低所得者への減免を行っておりますが、費用に充てるため、基金を取り崩すことによる繰り入れでございます。
以上の歳入によりまして、前年度より２億７千１９７万５千円減の７９億９千９４２万６千円が、令和２年度の国民健康保険特別会計の歳入予算でございます。

続きまして歳出でございます。右のページ７ページをご覧ください。
一番上の総務費でございますが、国民健康保険の事務や職員の人件費に係る費用でございますが、算出いたしました結果、昨年と同額に近い１億２千４５７万４千円を計上いたしております。

次の保険給付費ですが、一般療養給付費につきましては、一人あたりの医療費は、若干増加しておりますものの、被保険者数の減少により１億７千６２万９千円減の４７億１千６４７万２千円を計上いたしております。

トータルといたしまして、保険給付費では、前年度より１億９千７０万７千円減の５５億２千１７５万３千円を計上いたしております。

この保険給付費の減少が主な国民健康保険特別会計の総額の減少の要因でございます。次の、大阪府に納めます事業費納付金ですが、医療分、支援金分及び介護分の合計として、２千９９５万３千円減の２２億１千３８４万５千円を計上しております。

２つ下の保健事業費は、本年度実施している特定健診未受診者対策事業、糖尿病腎症重症化予防事業、早期介入事業等の事業や特定健診等の費用でございます。

１千９４８万３千円の増額は、ゆうゆうセンターにおいて実施しております特定健診集団健診に係ります単価が上がったことに起因するもので、９千５６万８千円を計上しております。

予備費の減少につきましては、歳入から実質必要となる歳出を引きまして算出しており、令和２年度は、７千２２万４千円減の４千２４８万２千円を計上しております。

以上が歳出予算となり、歳入同様、前年度より２億７千１９７万５千円減の７９億９千９４２万６千円が、令和２年度の国民健康保険特別会計が歳出予算でございます。

なお、詳細につきましては、８ページから添付いたしておりますのでご参照ください。

以上が、令和２年度国民健康保険特別会計予算の説明でございます。

山口会長：　ただいま事務局より令和２年度予算案の説明がありました。これより、質疑をお受けいたします。

何か質問はありませんか。

長井委員：　２つあります。１つはこれとは関係ありませんが、堺市のほうで転職した人や就職した人の給付の請求漏れが、２０年くらいやっていなかったと新聞で見たことがあるのですが、まさか交野市ではそのようなことが起こっていることはございませんでしょうか。

ちゃんとやってらっしゃいますでしょうか。

堤下課長：　通常、給付のほうは、しっかりとさせていただいているというところであります。ありましたらすぐに対応するので、今のところはないというところできっちりしています。

長井委員：　被保険者でしたらこちらのほうに請求がこないといけないのが、市のほうで請求されずにそのまま市のほうで負担になっているということは、ないでしょうか。大丈夫でしょうか。資格がなくなったのに残っているため請求しているということはないでしょうか。

堤下課長：　そちらにつきましてはその当時に資格を持っているところが保険給付を行っています。

保険者間調整で給付漏れがないようにしています。

長井委員：　もう１つは、一般会計からの繰り入れは、国とか大阪府からの受け入れもありますから２億弱くらいになるのでしょうか。７億４千万のうち、国と大阪府から支援していただくことを考えたら、だいたい４億弱くらい交野市として繰り入れしているということでしょうか。

堤下課長：　はい。

長井委員：　加入者の人数にもよりますけども、今後、後期高齢者へ移行や加入者の人数があまり変わらなければ、交野市としては税金を入れていかなければいけないということになると思うのですが。医療費の適正化や保健事業などいろいろされていると思いますが、具体的に一般会計を削減していくための計画はございませんでしょうか。

堤下課長：　ここの繰入金につきましては法律に定められている繰入金ということになっています。給与分や出産育児一時金、その他の部分に関してはなかなか金額を下げることができないということになっています。１番目と２番目の基盤安定の部分につきましては、被保険者の保険料の軽減をかかっている方、軽減の人数によって一般会計からそのうち４分の１を支出しているということになりますので、被保険者の方々の保険料が軽減されているということになりますので、なかなか市のほうの努力だけでは減らすことができないというところになってくるのが繰入金になってきます。これから被保険者数が減ってくるということになってきましたら、それに伴って軽減を受けられている方も減ってくる可能性もありますし、低所得者が多いということがございますので被保険者が減ってきたとしてもその辺は変わらないという可能性があるというところで流動的なところでございますので、あまりここら辺については一般会計からみると繰り出しということになるため、なかなか減らすことは難しいのかなというところがございます。

長井委員：　療養給付などを落としていかないとこちらの部分も減らないので、引き続き特定健診などの保健事業をしっかりとやっていただくことが大切だと思うので、引き続きお願いしたいと思います。

山口会長：　他に。

波戸委員：　特定健診の事業者の金額が、今年非常に上がっているのはどうしてでしょうか。

堤下課長：　令和元年度分に比べますと、実際に入札をかけまして１人当たりの単価が倍ほどになりましたので、これだけ上がっているということになります。

波戸委員：　それは利用者が変わったのですか。

堤下課長：　業者が変わりまして、令和元年度うけた業者につきましては今年度いろいろありまして

入札のほうの指名停止ということになりまして、来年度以降の分が入札に参加することができなかったという事情がございまして、違う病院さんが入札し、落札したということになり、金額が上がったということになります。

波戸委員：　入札の業者は、何業者だったのでしょうか。

堤下課長：　１業者でございます。交野市の場合、特定健診につきましてはがん検診と同時に受診しております。特定健診のみで入札をかけますと、比較的多くの業者や病院が参加していただけるのかなという感じなのですが、すべてのがん検診が受診できるという条件がありまして、業者としてはハードルが高いということで来年度以降は１病院のみが入札に参加したということになります。

山口会長：　他に。

宮本委員：　去年、一昨年でみたら来年度の一人当たりの費用はどうなのでしょうか。

堤下課長：　今年度につきましては、当初１人当たり税抜き４，０００円で、その前までは７，２００円でございました。来年度からは８，０００円ということで、ちょうど倍ほどになっております。

宮本委員：　それは異常があったということでしょうか。

堤下課長：　実際今年度分として入札をかけるときには２社ありまして、今までやっていたところ、新たに参入したところの単価がすごく安かった、今まで７，２００円でやっていたところが４，０００円と安かったため落ちたということになります。

波戸委員：　入札というのは１番安いところで落ちるということになるのでしょうか。実績とかは考えずに今年は決めたのでしょうか。

堤下課長：　入札につきましては仕様書に基づきましてこれだけのことをやってもらうということで条件を出していますので、その条件をクリアできるということで業者が参加しておりますので金額が安いところが落札するということになります。

波戸委員：　その安い業者の実績とかは聞かれないのですか。安かろう悪かろうではいけないと話をしていたのですが、実際こうなってしまったのですけどね。それは例えば予算計画の時に市議会や医師会ではどうなっていたのでしょうか。

堤下課長：　条件の中には、大阪府内の実績、過去の実績、市町村でやったことがあるのかを条件の中にはいれておりましたので、そこはクリアしていた業者であったということになります。

波戸委員：　実際やってみたらクリアしていなかったっていうことでしょ。

堤下課長：　実際の健診業務につきましては、交野市が求めるものはクリアしていたというところでございます。ただ、その中で病院さんの方でミスをしたというところが多々あったというところで、指名停止させていただいたということになります。我々も先程委員もおっしゃいました通り、安かろう悪かろうではだめなので、条件をふして入札をかけてという中で、実際そういったことが起きてしまったので、そのようなことがないように業者に話をさせてはいただいております。

波戸委員：そしたら入札時には問題なかったということですか。

堤下課長：はい。

山口会長：　他に。よろしいですか。つづきまして事務局より、その他案件についてお願いします。

久保田課長代理：　資料の１３ページを、ご覧ください。着座にて失礼させていただきます。

国保の被保険者は他の社会保険等の被保険者と比較すると低所得者が多く、保険料負担が過重となることがあるため、一定の所得以下の世帯については保険料が軽減されます。

保険料は、所得割・均等割・平等割により構成されております。

この軽減判定は、そのうちの均等割・平等割について、世帯の合計所得が一定基準以下の場合、自動的にそれぞれ２割、５割、７割と軽減され、保険料が算定されます。

軽減判定所得の２割軽減、５割軽減の基準引上げは、平成２６年度以降７年連続となっております。

資料の一番下の表、令和２年度分をご覧ください。

所得基準額の欄には軽減判定所得の基準となる額の計算方法が記載されており、今回、この基準額について、２割軽減は現行の５１万円から５２万円に、５割軽減は現行の２８万円から２８万５千円に、それぞれ引き上げる見直しとなっております。

では、どれくらいの収入の世帯がこの軽減の対象になるのかを、３人世帯の給与収入を例として上げています。

２割軽減ですと、所得基準額の欄の計算式に当てはめてみますと、３３万円＋５２万円×３人で、所得１８９万円以下の世帯が対象ということになります。これは給与収入で言いますと、約２９５万円以下の世帯になります。

５割軽減ですと、３３万円＋２８．５万円×３人で、所得１１８万５千円以下の世帯が対象となり、これは、給与収入約１９５万円以下の世帯ということになります。

７割軽減の所得基準額は、この表のとおり、変更はありません。

次に、対象世帯数ですが、令和２年度の対象世帯数の算出にあたりましては、元年度と同じ６月の賦課時点での、世帯数、所得に対して、改正後の基準額でみた場合の、対象世帯数を記載しております。

元年度と比較すると、この見直しにより、軽減対象外であった４１世帯が２割軽減に、また２割軽減に該当していた２５世帯が５割軽減の対象となり、ともに、わずかではありますが、軽減の対象となる世帯は増えることになります。

軽減される保険料相当額の財源としては、大阪府から４分の３、市一般会計から４分の１が基盤安定繰入金として補てんされることとなっております。

以上が、説明となります。

山口会長：　事務局より説明のありました件について、何かご質問はありませんか。

質問がないようですので終了させていただきます。

なお、会議録等の文書整理につきまして会長に一任ということで、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほかに事務局から。

久保田課長代理：　２点追加で報告事項がございましたので、着座にて失礼いたします。

１点目としまして、お手元に黄色のチラシを配布させていただいております。今日大阪府から配送されて参りましたので、この件も含めて、説明させていただきます。第１回国民健康保険運営協議会で簡単に説明させていただきました、おおさか健活マイレージ「アスマイル」について、ご報告いたします。

「アスマイル」とは、大阪府民の健康をサポートする携帯電話のアプリで、健康活動を記録することで健康管理だけでなく、健康ポイントが貯まって電子マネーが当たるなど、うれしい機能が備わっており、４０歳以上の国保加入者に関しましては、特定健診の受診で初回２，０００ポイント、年１回の健診で毎年１，０００ポイントの電子マネー等に交換できるポイントが付与されます。

昨年１０月２８日から本格実施され、１２月にはテレビＣＭが放送されるなど、広く府民へ啓発されております。

また、本市におきましては１１月広報配布時にカラー版のチラシを全戸配布し、健康福祉フェスティバルでは専用ブースを設けるなど、健康増進課をはじめ関係部署と連携しながら、普及啓発に努めております。

直近の登録者数としましては、交野市の府民会員は、１８歳以上の人口６５，１００人中７１２人、１．０９％の方々が登録されています。そのうち国保会員は、１８歳以上の国保加入者１３，６７４人中１５９人、１．１６％の方々が登録されていま

す。
　先ほどご説明させていただいたチラシですが、２月１７日から６月３０日までの間、特定健診の受診者だけでなく、４０歳以上の方に千円相当の電子マネーが貰えるキャンペーンがされるというものであり、広報及び医療保険課の窓口でも配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

　２点目としまして、「交野市国民健康保険人間ドック補助金」について、市民の健康の保持増進に資することを目的として、人間ドックを受診された方に補助を行うものでございまして、交付対象経費を一人１３，０００円から２０，０００円に増額することとなりましたので、ご報告いたします。
　近年の実施状況としましては、対象経費１０，０００円で平成２８年度に１８６件、２９年度に１８３件、対象経費を１３，０００円に増額後の平成３０年度は１９４件、今年度については前年度同時期の１５９人が１５６人とほぼ同件数が見込まれております。
　費用については、府の交付金で賄われることとなっております。
　以上２点が報告となります。

堤下課長：　１点だけ修正があります。人間ドックの費用が１３，０００円から２０，０００円に増額することになりましたというご説明だったのですが、まだ議会の方では通っておりませんので、２０，０００円にさせていただくという予定で、議会に上程させていただいている状態でございます。

小菓委員：　給付というのは全額ということなのですか。

堤下課長：　府のほうから各市町村でやっている保険事業費として府から全額賄われるということになります。

小菓委員：　２０，０００円という根拠について教えてください。

堤下課長：　交野市におきましては６，０００円から人間ドックの補助をスタートしておりまして、府で統一されております基準が１３，０００円ということで今まで１３，０００円でございました。２０，０００円に上げるという根拠では北河内、他の市を調べますと２０，０００円前後というところでございまして、交野市におきましても近隣の市と合わせるというところで２０，０００円にさせていただいております。

小菓委員：　もともと特定健診の受診率で国から戻ってくる補助金が変わるということで市町村、国民健康保険組合は一生懸命取り組んでまいりました。そういうことでここの市でもこういうシステムが始まったと思うのですが、そうなると特定健診のデータを利用させていただくだけなので特定健診の費用だけあげればいいかと思うのですが、その点はいかがですか。

堤下課長：　特定健診のデータだけの利用というところではございますが、人間ドックを受けられることによりまして特定健診以外の項目も受けられるため、病気等の早期発見につながれば、将来の医療費の抑制につながるということを考えますので、特定健診だけのデータだけでなく、人間ドックで受けられたすべての部分に対して補助させていただくという考えでございます。

小菓委員：　我々、医療機関で特定健診として実施していますが、それを特定健診だけでなく一般のほかの項目も追加して人間ドックとしてやって申請すれば本人の負担がないと思います。そうなると我々医師会側としては各医療機関に特定健診をやめて全部人間ドックで行ってもらって、そうしたら費用９，０００円が１０，０００円、１５，０００円が２０，０００円もらえるということになるわけですが、それで構いませんか。そうなりますとおそらく特定健診の分が府の負担になるという形でもよろしいでしょうか。

堤下課長：　すべて人間ドックの項目を医療機関で受けられて、人間ドックの申請がありましたら、人間ドックの申請として我々は受付させていただきして、お支払いさせていただくという形にはなりますけど、特定健診ということで適正にお願いしたいというところでございます。

小菓委員：　入力の手間もありますよ。我々、特定健診の職員が書類を提出してやっているわけで、人間ドックとしてやるのであれば渡すだけになるので、楽なんですが。いくら国から交付金が出るからといっても他市と合わせる必要なんてないし、市独自の判断で決めたらいいことではないですか。もし、府から交付でなかったらどうするのですか。

堤下課長：　府から交付が出ない場合ですと、出る範囲内の１３，０００円のままで継続することになっておりました。

小菓委員：　交付が出なかったら１３，０００円に戻すのですか。将来的にやっぱり２０，０００円はだめだとなったら、一旦上げたら下げるのは難しいと思うのですが。

堤下課長：　今のところ額が下がるということ自体は考えにくいのですが、実際に下げざるおえなくなった時には独自の国民健康保険の特別会計から出すのかどうするのかはその時に検討させていただきたいと思います。

山口会長：ありがとうございます。その件に関しては慎重に検討してください。

波戸委員：交付金１３，０００円なのになぜ他市とあわさないといけないのですか。
府基準と言っているのに。

堤下課長:　国民健康保険につきましては各市町村が納付金としてその中から人間ドック費用としては府から支出されるということになりますので、近隣が２０，０００円前後交付金としてもらっている交付金の原資としては被保険者様の保険料ということになりますので、その部分において交野市も近隣と合わせる形で２０，０００円に上げたいということでございます。

波戸委員：　府に合わせて２０，０００円なのですか。

堤下課長：　府の基準は１３，０００円で変更はございません。府の方から人間ドック費用の上限として１３，０００円、それと各市町村によって保健事業というのは統一化になるまでやっていることがそれぞれ違いましたので保健事業費としてそれ以外の部分をプラスαとしてもらえるということで、人間ドック費用を市独自でプラスαの部分をやっているという部分が２０，０００円までの７，０００円として府からもらえる交付金として、計２０，０００円としているところでございます。内訳としては１３，０００円が人間ドック費用の府基準、７，０００円部分については保健事業の独自分と合計２０，０００円という内訳になっております。

波戸委員：　そうなると府の財政が悪くなり、交野市の財政も悪くなるってことにならないでしょうか。要らない住民サービスではないでしょうか。そのことについては市議会で十分と審議してもらいたいと思いますのでお願いします。そういうことに関しては市議会でも出ると思うのでしっかりと対応を考えとかないといけないと思いますし、ちゃんとまとめておいてください。

山口会長：　他に。

奥西委員：　収納率の数字をどのようにとったらよいのかと思いまして、比較する対象や大阪府の実態があれば交野市の場合、収納率が高いとかが見られるわけであって。例えば、北河内の状況とかを書いてあれば交野市は頑張って収納率を上げているということが、とることができるのでそういった資料があればよかったと思いながらみていました。何をもってその数字に妥当性があるのか、我々としては近隣市との状況を知りたいですね。交野市の場合、保険料率がすごく上がるのだなと感じたのですが、全体的にどうして上がったのかを知りたいと思いました。私の場合やったら４ページ、所得１００万円６５歳以上のところで年間７，０００円上がるということですよね。これは年間にしたら痛いですよ。しかし、これも３、４年前から順次保険料率の負荷が上がってきているとか、去年と今年を比べたらかなり上がっているのかとかも知っておきたいと思いました。できればこれに近隣市の状況も合わせて、それはすぐには出ないとは思うのですが、我々としては比較するものが欲しかったです。そうすれば、より理解度が増すと思いました。交野市の場合、何をもって医療の状況がどうなっているのか、例えばお医者にかかりすぎているとか、かなり病気の方が多いとか、そんなのも入れていただければと思いました。

堤下課長：　今、奥西委員から頂きましたご意見をもとに今後資料作り等をさせていただく時には北河内の状況など、比較する情報を考慮しながら作れるように今後もやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

山口会長：　おしゃるような意見をふまえて、また参考にしていただきたいと思います。
　他に、ご質問はありませんか。

山口会長：　ご質問がないようですのでこれで終了させていただきます。
　本日は、慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。
　委員様におかれましては、深いご理解を賜りまして、円滑に会議が終了できました事をお礼申し上げます。
　ありがとうございました。
　一言添えますと、もしこの程度の会場で開催されるのであれば、マイクがあったほうがいいと思いますので、ご配慮お願いいたします。
　以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。
　ありがとうございました。

会議録署名

会　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

会議録署名委員

委　員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

委　員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印